

## 宗像市学校図書館推進協議会委員名簿(案)

区分	氏名	役職等	任期
知識経験を有する者	原 典代	校長会代表(河東西小学校校長)	平成23年6月1日 ↓ 平成25年5月31日
	<u>船津丸 秀樹</u>	教頭会代表(大島中学校教頭)	平成24年4月1日 ↓ 平成25年5月31日
	横大路 朝子	自由ヶ丘小学校司書教諭	平成23年6月1日 ↓ 平成25年5月31日
	桑山 妙子	河東中学校司書教諭	〃
	松尾 有子	城山中学校図書司書	〃
	吉原 美奈	赤間小学校図書司書	〃
	河内 祥子	福岡教育大学准教授	〃
	吉永 宗義	日本赤十字九州国際看護大学教授 (図書館長)	〃
市民代表	奥井 誠	PTA代表(自由ヶ丘中学校)	〃
	石井 美由紀	一般公募	〃
	郷司 正和	一般公募	〃
	合田 真弓	学校読書ボランティア	〃

※ 下線は新任

## 【旧任】

区分	氏名	備考
知識経験を有する者	北野 恵一	教頭会代表(中央中学校教頭)

○宗像市学校図書館推進協議会規則

平成 17 年 3 月 25 日  
教育委員会規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宗像市附属機関設置条例(平成 15 年宗像市条例第 21 号)により設置された宗像市学校図書館推進協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 協議会は、15 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから宗像市教育委員会が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市民代表

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(出席の要求)

第 6 条 協議会は、必要があると認めるときは、市の職員その他必要と認める者に対し、協議会の会議への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、教育部図書課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。